

# 福井県大雨被災事業者再建支援補助金のご案内

令和 8 年 8 月 29 日からの大雨で被害を受けた事業所・店舗・工場などの施設や、事業用設備・車両の復旧に必要な費用の一部を補助する制度です。事業の再開・継続に向けてご活用ください。

## 1. 制度の概要

|           |                                           |
|-----------|-------------------------------------------|
| 対象となる事業者  | ： 県内に事業所を有し、今回の大雨で被災した中小企業者・小規模事業者等       |
| 補助上限額     | ： 1,500 万円※                               |
| 補助率       | ： 小規模事業者：2/3 以内、中小企業：1/2 以内               |
| 申請受付期間    | ： 令和 8 年 10 月 20 日(火)～12 月 18 日(金) 当日消印有効 |
| 復旧事業の実施期限 | ： 令和 9 年 1 月 31 日(日)まで                    |
| 補助金の支払    | ： 事業完了後の精算払い(後払い)                         |

※ 補助対象経費は消費税・地方消費税を除いた金額です。補助金額は千円未満切捨てとなります。

## 2. 申請できる主な要件

- ・市町が発行する被災証明書・罹災証明書・被災届出証明書等により、今回の大雨による被害を証明できること(発行日は令和 8 年 8 月 29 日以降)。
- ・中小企業者・小規模事業者等に該当すること。
- ・事業継続計画(BCP)を策定済み、または補助事業完了までに策定すること。

## 3. 補助対象となる経費

今回の補助金は、被災した施設・設備等を復旧し、事業を再開・継続するために必要な費用が対象です。要件を満たせば、令和 8 年 8 月 29 日以降の被災後に実施し、発生した経費も遡って対象となります。

| 経費区分 | 対象となる費用の例                     | 主な注意点                                   |
|------|-------------------------------|-----------------------------------------|
| 施設費  | 被災した事務所・店舗・工場・駐車場等の修繕費        | 原則、資産計上されている事業用施設が対象。建替えは対象外。           |
| 設備費  | 被災した事業用機械・設備等の修理費、条件を満たす入替購入費 | 原則、修理による復旧。入替購入は修理可否に応じて補助対象額の上限が異なる。   |
| 車両費  | 被災した事業用車両の修理費、条件を満たす入替購入費     | 原則、資産計され、事業用に使用していた車両。入替購入も可(永久抹消登録必須)。 |

## 4. 対象にならない主な費用

- ・被災した施設の建替え、施設の拡大、土地の購入/造成費
- ・商品/原材料などの棚卸資産の損失
- ・清掃/消毒費、施設の解体工事費のみの申請
- ・パソコン、タブレット、スマートフォン、一般的な事務用品等の汎用性の高い物品
- ・社長車や通勤にも使用できる車両など、事業専用と認められない車両
- ・人件費、保険料、振込手数料、消費税等

※保険金等を受け取った場合は、復旧費用から保険金等を差し引いた金額が補助対象経費となります。保険請求が可能な場合は、原則として請求が必要です。